第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）

登録事項変更届出書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業者は氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、主たる事務所及び営業所の名称及び所在地、事業の経営上使用する商号について変更があったときは、その日から３０日以内に、その旨を国土交通大臣（東北運輸局長）に届け出なければなりません。（貨物利用運送事業法第７条第３項）

また、利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要、保管施設の概要について変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣（東北運輸局長）に届け出なければなりません。（貨物利用運送事業法施行規則第４９条第１項）

 令和　　年　　月　　日

 東 北 運 輸 局 長 　殿

 住　　　　所

 氏名又は名称

 　 代表者名

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）登録事項変更届出書

　この度、第一種貨物利用運送事業の登録事項を変更したので、貨物利用運送事業法第７条第３項及び同法施行規則第４９条第１項の規定により届出します。

記

　１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名

 ２．登録番号

 　　　　　　　第　　　　号

 ３．変更した事項

|  |  |
| --- | --- |
|  新 |   |
|  旧 |  |

　４．変更の実施の日

 令和　　年　　月　　日

 ５．変更を必要とした理由

添付書類

１．氏名又は名称、住所を変更した場合

なし

２．法人の代表者を変更した場合

法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない旨を証する書類【宣誓書】

３．主たる事務所の名称又は位置、営業所の名称を変更した場合

なし

４．営業所の位置を変更した場合

・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書面【宣誓書】

・営業所の使用権原を証する書面【宣誓書】

５．商号を変更した場合

なし

６．利用する運送事業者を変更した場合

利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

７．保管施設を変更した場合

・施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類

・都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書面【宣誓書】

・施設の使用権原を証する書面【宣誓書】

・基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書面【宣誓書】

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第４条第２項及び同法施行規則第４条第２項第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

　東北運輸局長　殿

宣　　　　誓　　　　書

貨物利用運送事業法第４条第２項、同法施行規則第４条第２項第１号ロ及び第３号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

　東北運輸局長　殿

現住所

氏名

生年月日

宣　　　　誓　　　　書

　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

氏　　　　名